

○五木村観光施設等おもてなし向上交付金交付要綱

令和3年4月1日

告示第34号

(趣旨)

第1条 平成28年の熊本地震以降低迷する観光客の増に向け、平成28年熊本地震復興基金交付金交付要項第3条に基づき、熊本県から村へ交付される平成28年熊本地震復興基金交付金に係る予算及び村内観光施設等での受入環境の向上を目的とする予算の執行にあたり、交付金の対象となる事業(以下「交付対象事業」という。)を実施する団体等に五木村観光施設等おもてなし向上交付金(以下「交付金」という。)を交付するものとし、その交付について必要な事項を定めるものとする。

(交付金の交付)

第2条 村長は、交付金の交付の対象となる者(以下「交付対象者」という。)に対し、予算の範囲内において、交付金を交付する。

2 交付対象者は、交付対象事業を適切に実施することができる者であること。

(交付対象事業等)

第3条 交付対象事業、交付対象事業に要する費用(以下「交付対象事業費」という。)、補助率、上限額等は、別表第1のとおりとする。

2 交付対象事業は、対象期間内に実施される事業とし、交付決定前に着手又は完了している事業も含むものとする。

(交付金の交付申請)

第4条 交付対象者が、交付金の交付申請をするときは、別表第2に定める添付書類を添えて、交付申請書(別記第1号様式)を村長に提出しなければならない。

(交付金の交付決定等)

第5条 村長は、交付金の交付申請があったときは、その申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、交付金を交付するかどうかを決定する。

2 村長は、前項の場合において、申請書に係る内容等が適正であると認めたときは、交付決定通知書(別記第2号様式)により交付対象者へ通知するものとする。

(交付対象事業の内容等の変更)

第6条 交付対象者は、前条の規定による通知を受けた後、事業の内容等に変更が生じたときは、事業変更計画書を添えて、変更交付申請書(別記第3号様式)を提出するものとする。ただし、軽微な変更該当する事業費の3割以内の減額、補助金の増額を伴わない

事業費の増額による変更を除く。

- 2 村長は、前項の場合において、当該変更申請書に係る変更の内容等が適正であると認めるときは変更計画承認通知書(別記第 4 号様式)により、交付対象者へ通知するものとする。この場合において、交付金の交付決定額の変更を必要とするときは、変更交付決定通知書(別記第 5 号様式)により、交付対象者へ通知するものとする。

(申請の取下げ)

- 第 7 条 申請書の取下げをすることができる期間は、前 2 条の規定による交付決定の通知を受けた日から起算して 30 日を経過する日までとする。

(実績報告書の提出)

- 第 8 条 交付対象者は、交付対象事業が完了したときは、別表第 3 に定める添付書類を添えて、実績報告書(別記第 6 号様式)を村長に提出しなければならない。
- 2 前項の実績報告書の提出期限は、事業が完了した日から 30 日以内又は当該年度の年度末のいずれか早い日とする。

(交付金の額の確定)

- 第 9 条 村長は、前条の規定による報告を受けた場合において、報告書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により当該補助事業の成果が補助金等の交付の決定内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、確定通知書(別記第 7 号様式)により交付対象者へ通知するものとする。

(交付金の請求)

- 第 10 条 前条の規定による通知を受けた交付対象者は、交付金の交付の申請を受けようとするときは、交付請求書(別記第 8 号様式)を村長に提出しなければならない。

(財産の処分の制限)

- 第 11 条 交付対象者は、交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産については、交付対象事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、交付金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならない。
- 2 前項に規定する財産の処分を制限する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和 40 年大蔵省令第 15 号)に定められている耐用年数に相当する期間又は 10 年間のいずれか短い期間とする。ただし、村長が別に定める場合はこの限りではない。

(交付金の返還等)

- 第 12 条 村長は、交付金の交付決定の通知を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると

認められた場合には、交付金の交付決定を取り消し、既に交付金が交付されているときは、期限を定めて、当該交付金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 交付金をその目的外に使用したとき。
- (2) 前条の規定に反し、正当な理由なく整備、改修、購入等したものを取壊し又は紛失したとき。
- (3) 次条の規定による帳簿若しくは書類の提出若しくは職員の検査を拒み、又は職員の指示に従わないとき。

(帳簿等の保管期間)

第 13 条 交付金対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出に係る証拠書類を保管しなければならない。

- 2 前項に規定する証拠書類を保管すべき期間は、5 年とする。

(委任)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則(令和 2 年 3 月 18 日告示第 29 号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、告示の日から施行し、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(令和 3 年 4 月 1 日告示第 34 号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、告示の日から施行し、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

別表第1(第3条関係)

交付対象事業、補助率、上限額等

区分	内容	交付対象事業費等	補助率	限度額
平成28年 熊本地震 復興基金 交付金対 象分	熊本地震からの復旧・復興と「ようこそくまもと観光立県推進計画」に掲げる新たな観光資源の活用(大河ドラマ、日本遺産、世界文化遺産、ユネスコ無形文化遺産等)を踏まえた県内各地域の観光施策を推進するため、観光物産拠点の整備及び観光資源の発掘・磨き上げ等、地域が主体となった国内外からの誘客及び観光消費拡大につながる取組みを総合的に支援する。	1 対象事業費 (1) ハード整備事業 ① 新たな観光物産拠点施設の整備(新築、増改築) ② 宿泊施設や観光施設等の受入環境の刷新(接客用トイレの洋式化、接客スペースの段差解消のためのスロープ設置等) ③ その他村長が観光物産振興に相当と認めるもの ※対象外：既存施設の単なる維持補修(老朽化した洋式トイレの交換等)、観光物産振興に直接繋がらない施設整備(防犯カメラの設置、LED化、主に地元の人が利用する公園のトイレ改修等)	4/5	40万円
		(2) ソフト事業 ① 観光物産情報向上(パンフレット作成、メニュー・ホームページの多言語化、携帯翻訳機導入等) ② 観光物産品向上(特産品開発、パッケージデザイン委託等) ③ その他村長が観光物産振興に相当と認めるもの ※対象外：事業実施に伴う飲食代、プレミアム旅行券や商品券の造成等		①③ 16万円 ②8万円
		2 事業実施主体 村内民間事業者(商店、飲食店、宿泊施設等)及び村長が特に認める者 3 対象期間 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで		
村内観光 拠点環境 向上事業 分	五木村基本構想に掲げる「経済の活性化」及びふるさと五木村づくり計画に掲げる「観光・物産振興」に向けた村内外からの誘客及び観光消費拡大につながる受入環境向上を目的とした取組みを支援する。	1 対象事業費 (1) ハード整備事業 ① 観光物産拠点施設の整備(更新) ② 宿泊施設や観光施設等の受入環境の更新(看板の改修、接客用トイレの改修、接客用机椅子の更新等) ③ その他村長が観光物産振興に相当と認めるもの ※対象外：観光物産振興に直接繋がらない施設整備(防犯カメラの改修、主に地元の人が利用する集会所等のトイレ改修等) 2 事業実施主体 村内民間事業者(商店、飲食店、宿泊施設等)及び村長が特に認める者 3 対象期間 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで	4/5	40万円

別表第2(第4条関係)

区分	事業内容	添付書類
平成28年 熊本地震 復興基金 交付金対 象分	(1) ハード整備事業	1 見積書 2 位置図 3 設計図又は仕様書(カタログ等) 4 整備の目的、狙いを記した書類(任意様式) 5 その他参考となる書類
	(2) ソフト事業	1 見積書 2 事業の目的、狙いを記した書類(任意様式) 3 その他参考となる書類
村内観光 拠点環境 向上事業 分	(1) ハード整備事業	1 見積書 2 位置図 3 設計図又は仕様書(カタログ等) 4 整備の目的、狙いを記した書類(任意様式) 5 その他参考となる書類

別表第3(第8条関係)

区分	事業内容	添付書類
平成28年 熊本地震 復興基金 交付金対 象分	(1) ハード整備事業	1 契約書・領収書(写し) 2 対象事業の経費内訳書 3 対象施設の平面図・断面図 4 写真(導入前・後がわかるもの) 5 その他参考となる書類
	(2) ソフト事業	1 契約書・領収書(写し) 2 対象事業の経費内訳書 3 事業実施により作成した成果物等 4 事業実施内容が確認できる書類(任意様式) 5 その他参考となる書類
村内観光 拠点環境 向上事業 分	(1) ハード整備事業	1 契約書・領収書(写し) 2 対象事業の経費内訳書 3 対象施設の平面図・断面図 4 写真(導入前・後がわかるもの) 5 その他参考となる書類